



平成19年6月期

個別中間財務諸表の概要

平成19年2月9日

上場会社名 株式会社マクロミル 上場取引所 東証一部
 コード番号 3730 本社所在都道府県 東京都
 (URL <http://www.macromill.com>)
 代表者 役職名 代表取締役会長 氏名 福羽 泰紀
 問合せ先責任者 役職名 経営管理本部 氏名 荻野 泰弘 TEL (03) 6716-0700
 経理財務ユニットマネジャー
 決算取締役会開催日 平成19年2月9日 配当支払開始日 平成19年3月26日
 単元株制度採用の有無 無

1. 18年12月中間期の業績(平成18年7月1日～平成18年12月31日)

(1) 経営成績 (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	売上高		営業利益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
18年12月中間期	2,675	(22.9)	895	(11.1)	896	(10.1)
17年12月中間期	2,177	(31.4)	805	(46.7)	813	(46.0)
18年6月期	4,521		1,566		1,577	

	中間(当期)純利益		1株当たり中間(当期)純利益	
	百万円	%	円	銭
18年12月中間期	527	(9.6)	4,168	24
17年12月中間期	481	(44.7)	3,886	60
18年6月期	977		7,843	44

(注) ①期中平均株式数 18年12月中間期 126,566株 17年12月中間期 123,826株 18年6月期 124,615株
 ②会計処理の方法の変更 無
 ③売上高、営業利益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 財政状態 (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産	
	百万円	百万円	%	円	銭
18年12月中間期	5,309	4,212	79.3	33,106	31
17年12月中間期	4,210	3,358	79.8	26,833	67
18年6月期	4,707	3,865	82.1	30,700	64

(注) ①期末発行済株式数 18年12月中間期 127,144株 17年12月中間期 125,153株 18年6月期 125,894株
 ②期末自己株式数 18年12月中間期 一株 17年12月中間期 一株 18年6月期 一株

2. 19年6月期の業績予想(平成18年7月1日～平成19年6月30日)

	売上高	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円
通期	5,800	1,960	1,150

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 9,044円86銭

3. 配当状況

・現金配当

	1株当たり配当金(円)		
	中間期末	期末	年間
18年6月期	—	1,600.00	1,600.00
19年6月期(実績)	1,200.00	—	2,600.00
19年6月期(予想)	—	1,400.00	—

※ 上記の予想は、本資料の発表日現在において入手可能な情報および将来の業績に影響を与える不確実な要因に係る本資料発表日現在における仮定を前提としております。実際の業績は、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

6. 個別中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年12月31日)		当中間会計期間末 (平成18年12月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年6月30日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1 現金及び預金		1,655,535		2,436,554		2,009,929		
2 受取手形	※3	47,810		45,052		51,365		
3 売掛金		896,856		1,038,605		898,073		
4 たな卸資産		703		605		533		
5 前払費用		66,092		61,762		39,490		
6 繰延税金資産		127,046		171,601		140,642		
7 その他		5,906		2,217		280		
貸倒引当金		△1,841		△2,454		△3,094		
流動資産合計		2,798,109	66.5	3,753,944	70.7	3,137,222	66.6	
II 固定資産								
1 有形固定資産								
(1) 建物		37,843		41,823		38,211		
(2) 工具器具備品		43,516		137,748		150,599		
(3) 建設仮勘定		95,941		—		—		
有形固定資産合計	※1	177,302		179,571		188,810		
2 無形固定資産								
(1) 意匠権		295		245		270		
(2) ソフトウェア		50,236		376,662		392,249		
(3) ソフトウェア仮勘定		79,282		10,705		5,059		
無形固定資産合計		129,814		387,613		397,579		
3 投資その他の資産								
(1) 投資有価証券		177,136		77,887		77,469		
(2) 関係会社株式		811,250		811,250		811,250		
(3) 敷金保証金		89,178		96,502		91,822		
(4) 繰延税金資産		28,053		3,062		3,520		
投資その他の資産合計		1,105,619		988,702		984,062		
固定資産合計		1,412,735	33.5	1,555,887	29.3	1,570,452	33.4	
資産合計		4,210,845	100.0	5,309,831	100.0	4,707,674	100.0	

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年12月31日)		当中間会計期間末 (平成18年12月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年6月30日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1 未払金		191,661		267,082		204,807		
2 未払費用		14,938		23,463		7,554		
3 未払法人税等		349,106		407,591		292,252		
4 未払消費税等		31,660		48,534		32,921		
5 前受金		14,089		18,342		27,911		
6 預り金		10,240		10,558		9,047		
7 モニタポイント引当金		240,832		321,959		268,153		
流動負債合計		852,530	20.2	1,097,532	20.7	842,647	17.9	
負債合計		852,530	20.2	1,097,532	20.7	842,647	17.9	
(資本の部)								
I 資本金	※2	892,102	21.2	—	—	—	—	
II 資本剰余金								
1 資本準備金		951,022		—		—		
資本剰余金合計		951,022	22.6	—	—	—	—	
III 利益剰余金								
1 中間(当期)未処分利益		1,515,189		—		—		
利益剰余金合計		1,515,189	36.0	—	—	—	—	
資本合計		3,358,314	79.8	—	—	—	—	
負債資本合計		4,210,845	100.0	—	—	—	—	
(純資産の部)								
I 株主資本								
1 資本金	※2	—	—	912,438	17.2	897,381	19.1	
2 資本剰余金								
(1) 資本準備金		—		959,359		956,301		
資本剰余金合計		—	—	959,359	18.1	956,301	20.3	
3 利益剰余金								
(1) その他利益剰余金								
繰越利益剰余金		—		2,337,469		2,011,343		
利益剰余金合計		—	—	2,337,469	44.0	2,011,343	42.7	
株主資本合計		—	—	4,209,268	79.3	3,865,026	82.1	
II 新株予約権		—	—	3,031	0.0	—	—	
純資産合計		—	—	4,212,299	79.3	3,865,026	82.1	
負債純資産合計		—	—	5,309,831	100.0	4,707,674	100.0	

(2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)		当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
I 売上高			2,177,087	100.0		2,675,335	100.0		4,521,433	100.0
II 売上原価	※1		849,067	39.0		1,113,418	41.6		1,864,779	41.2
売上総利益			1,328,020	61.0		1,561,916	58.4		2,656,653	58.8
III 販売費及び一般管理費	※1		522,204	24.0		666,808	24.9		1,089,814	24.1
営業利益			805,815	37.0		895,107	33.5		1,566,839	34.7
IV 営業外収益	※2		10,407	0.4		3,913	0.1		15,215	0.3
V 営業外費用	※3		2,262	0.1		2,729	0.1		4,213	0.1
経常利益			813,961	37.3		896,291	33.5		1,577,841	34.9
VI 特別損失	※4		—	—		612	0.0		25,378	0.6
税引前中間(当期)純利益			813,961	37.3		895,678	33.5		1,552,462	34.3
法人税、住民税及び事業税		341,465			398,622			572,874		
法人税等調整額		△8,763	332,701	15.2	△30,500	368,122	13.8	2,173	575,048	12.7
中間(当期)純利益			481,260	22.1		527,556	19.7		977,414	21.6
前期繰越利益			1,033,929			—			—	
中間(当期)未処分利益			1,515,189			—			—	

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日）

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
前期末残高（千円）	897,381	956,301	2,011,343	3,865,026	—	3,865,026
当中間会計期間中の 変動額						
新株の発行	15,056	3,058		18,115		18,115
剰余金の配当（注）			△201,430	△201,430		△201,430
中間純利益			527,556	527,556		527,556
株主資本以外の項目の当中 間会計期間中の変動額 （純額）					3,031	3,031
当中間会計期間中の 変動額合計（千円）	15,056	3,058	326,125	344,241	3,031	347,273
当中間期末残高（千円）	912,438	959,359	2,337,469	4,209,268	3,031	4,212,299

(注) 平成18年9月の定時株主総会における利益処分項目であります。

前事業年度（自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日）

	株主資本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
前期末残高（千円）	875,807	937,787	1,181,788	2,995,382	
当期変動額					
新株の発行	21,574	18,514		40,088	
剰余金の配当（注）			△147,859	△147,859	
当期純利益			977,414	977,414	
当期変動額合計（千円）	21,574	18,514	829,555	869,644	
当期末残高（千円）	897,381	956,301	2,011,343	3,865,026	

(注) 平成17年9月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年 7月 1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年 7月 1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年 7月 1日 至 平成18年 6月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>①満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>②その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。</p> <p>③子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>①仕掛品 個別法による原価法を採用しております。</p> <p>②貯蔵品 先入先出法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>①満期保有目的の債券 同左</p> <p>②その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。</p> <p>③子会社株式 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>①仕掛品 同左</p> <p>②貯蔵品 同左</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>①満期保有目的の債券 同左</p> <p>②その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。</p> <p>③子会社株式 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>①仕掛品 同左</p> <p>②貯蔵品 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 8年～15年 工具器具備品 2年～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアのうち、自動インターネットリサーチシステムにかかわるものは、経済的実態から判断した利用可能期間（3年）に基づき、その他のものについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 6年～15年 工具器具備品 2年～10年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数は5年であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 8年～15年 工具器具備品 2年～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアのうち、従来の自動インターネットリサーチシステムについては経済的実態から判断した利用可能期間（3年）に基づき、新自動インターネットリサーチシステムおよびその他のものについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 （追加情報） 従来、自動インターネットリサーチシステムの耐用年数については、その経済的実態から判断し利用可能期間を3年としておりましたが、当期に完成した新自動インターネットリサーチシステムの耐用年数については、その利用可能期間を5年としております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成17年 7月 1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年 7月 1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年 7月 1日 至 平成18年 6月30日)
			<p>この耐用年数の変更は、従来の自動インターネットリサーチシステムの開発・利用に伴うノウハウの蓄積およびネットリサーチ業界における当社の安定的な成長に伴い、新たなインターネットリサーチシステムの開発に際しては、これらの状況を踏まえ、フレームワークを活用し機能間の相互依存を極力排除したシステム構築を行った結果、拡張性が非常に高く、長期安定的な運用および収益獲得への貢献が見込まれるシステムが完成したことから、その経済的実態から判断し実施したものであります。</p> <p>この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、減価償却費は13百万円減少し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ同額増加しております。</p>
3 繰延資産の処理方法	新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。	株式交付費 同左	新株発行費 同左
4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) モニタポイント引当金 モニタに対するインセンティブとして付与したポイントの利用によるプレゼント交換費用に備えるため、当中間会計期間末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) モニタポイント引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) モニタポイント引当金 モニタに対するインセンティブとして付与したポイントの利用によるプレゼント交換費用に備えるため、当期末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。</p>
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6 その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税等と仮受消費税等を相殺のうえ未払消費税等として表示しております。	消費税等の処理方法 同左	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を当中間会計期間から適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>
<p>—————</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は3,865,026千円であります。 また、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>
<p>—————</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当中間会計期間より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。 これにより営業利益、経常利益および税引前中間純利益は、それぞれ3,031千円減少しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年12月31日)	当中間会計期間末 (平成18年12月31日)	前事業年度末 (平成18年6月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 72,379千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 123,602千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 96,997千円
※2 当中間期における発行済株式数の増加 平成17年7月から平成17年12月に、新株引受権、新株予約権の権利行使がありました。これにより、発行済株式は1,937株増加し、中間期末における発行済株式数は125,153株となっております。	※2 当中間期における発行済株式数の増加 平成18年7月から平成18年12月に、新株引受権、新株予約権の権利行使がありました。これにより、発行済株式は1,250株増加し、中間期末における発行済株式数は127,144株となっております。	※2 当期における発行済株式数の増加 平成17年7月から平成18年6月に、新株引受権、新株予約権の権利行使がありました。これにより、発行済株式は2,678株増加し、当期末における発行済株式数は125,894株となっております。
※3 _____	※3 中間期末日満期手形 中間期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間期末日満期手形が中間期末残高に含まれております。 受取手形 4,697千円	※3 _____

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
※1 減価償却実施額 有形固定資産 12,736千円 無形固定資産 33,531千円	※1 減価償却実施額 有形固定資産 28,419千円 無形固定資産 45,395千円	※1 減価償却実施額 有形固定資産 37,488千円 無形固定資産 71,779千円
※2 営業外収益のうち主なもの 有価証券利息 3,561千円 投資有価証券売却益 1,342千円 還付加算金 4,865千円	※2 営業外収益のうち主なもの 有価証券利息 2,079千円 投資有価証券売却益 1,457千円	※2 営業外収益のうち主なもの 有価証券利息 5,428千円 投資有価証券売却益 3,673千円 還付加算金 4,865千円
※3 営業外費用のうち主なもの 売上債権譲渡損 1,763千円 支払利息 413千円 新株発行費 85千円	※3 営業外費用のうち主なもの 売上債権譲渡損 2,112千円 株式交付費 157千円 投資有価証券売却損 460千円	※3 営業外費用のうち主なもの 売上債権譲渡損 3,562千円 支払利息 413千円 新株発行費 237千円
※4 _____	※4 特別損失のうち主なもの 固定資産除却損 612千円	※4 特別損失のうち主なもの 固定資産除却損 25,378千円

① リース取引

前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)

内容の重要性が乏しく、また契約一件当たりの金額が少額のため、中間財務諸表等規則第5条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により、記載を省略しております。

当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

内容の重要性が乏しく、また契約一件当たりの金額が少額のため、中間財務諸表等規則第5条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により、記載を省略しております。

前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

内容の重要性が乏しく、また契約一件当たりの金額が少額のため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により、記載を省略しております。

② 有価証券

前中間会計期間 (自平成17年7月1日 至平成17年12月31日)、当中間会計期間 (自平成18年7月1日 至平成18年12月31日)、および前事業年度末 (自平成17年7月1日 至平成18年6月30日)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)								
1株当たり純資産額 26,833円67銭 1株当たり中間純利益 3,886円60銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 3,736円64銭 平成17年2月18日付で1株を2株に株式分割しております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前中間会計期間における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。	1株当たり純資産額 33,106円31銭 1株当たり中間純利益 4,168円24銭 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 4,106円53銭	1株当たり純資産額 30,700円64銭 1株当たり当期純利益 7,843円44銭 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 7,595円56銭								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">前中間会計期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td style="text-align: right;">20,974円10銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純利益</td> <td style="text-align: right;">2,761円27銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり 中間純利益</td> <td style="text-align: right;">2,570円40銭</td> </tr> </tbody> </table>	前中間会計期間		1株当たり純資産額	20,974円10銭	1株当たり中間純利益	2,761円27銭	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	2,570円40銭		
前中間会計期間										
1株当たり純資産額	20,974円10銭									
1株当たり中間純利益	2,761円27銭									
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	2,570円40銭									

(注) 1株当たり中間(当期)純利益および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益(千円)	481,260	527,556	977,414
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	481,260	527,556	977,414
期中平均株式数(株)	123,826	126,566	124,615
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	4,969	1,902	4,067
(うち新株予約権)	(4,969)	(1,902)	(4,067)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	平成16年9月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 950株	平成16年9月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 1,022株

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 7月 1日 至 平成17年12月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 7月 1日 至 平成18年12月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 7月 1日 至 平成18年 6月30日)</p>
		<p>平成18年 9月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条、第240条および第361条の規定に基づき、新任取締役1名に対し、非金銭報酬等として年額25百万円の範囲内で、ストック・オプションとして新株予約権を付与することを決議いたしました。</p> <p>1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由</p> <p>当社の取締役に対し、当社の業績向上に対する意欲および意識を一層高め、企業価値の増大を意識した経営を推進することを目的とし、下記「2. 新株予約権発行の要領」に記載のとおり、新株予約権を発行するものであります。</p> <p>2. 新株予約権発行の要領</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受ける者</p> <p>当社取締役1名(新任)に割当てるものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数</p> <p>当社普通株式 500株を上限とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が資本減少を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割または資本減少等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。</p> <p>(3) 発行する新株予約権の総数</p> <p>500個を上限とする(新株予約権1個当たり普通株式1株)。</p> <p>ただし、上記(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個につき発行する株式の数についても同様の調整を行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。</p> <p>(4) 新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否</p> <p>新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 7月 1日 至 平成17年12月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 7月 1日 至 平成18年12月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 7月 1日 至 平成18年 6月 30日)</p>
		<p>(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、当該金額が新株予約権の割当日の前日の最終価格(取引が成立しない場合は、その日に先立つ直近日の最終価格)を下回る場合は、当該最終価格を行使価額とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、当社が普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分等を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + 1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が資本減少を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割または資本減少等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。</p> <p>(6) 新株予約権を行使することができる期間</p> <p>平成20年10月1日から平成28年9月27日までとする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使の条件</p> <p>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役であることを要する。</p> <p>② その他の権利行使上の条件ならびに新株予約権の相続およびその他権利行使上の制限に関する条件等の細目については、当社第7期定時株主総会決議および新株予約権発行に関する取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 7月 1日 至 平成17年12月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 7月 1日 至 平成18年12月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 7月 1日 至 平成18年 6月30日)</p>
		<p>(8) 新株予約権の取得事項</p> <p>① 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換について株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた時は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>② 新株予約権の割当を受けた者が、上記(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、および新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(9) 新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。</p> <p>(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項</p> <p>① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。</p> <p>② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(11) 端数の取扱い 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(12) 当社取締役への割当てに係る報酬等の算定方法 当社取締役への新株予約権の割当てに係る報酬等の算定方法については、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役が割当てた新株予約権の総数を乗じて得た額とする。新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日における諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正な評価単価に基づくものとする。</p> <p>(13) 募集事項決定の委任等 上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項および細目については、別途開催される新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。</p>